

# 平成27年度 第1回 防犯灯設置検討部会次第

---

平成27年6月24日（水）役場202会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議題

（1）防犯灯設置検討部会について

①実施背景

②防犯灯設置検討部会の設置

③会議のながれ

④防犯灯の設置状況

⑤優先順位の決定方法について

（2）平成27年度の申請内容について

4. 次回の会議について

○第2回会議 現場確認

5. 閉会

## 実施背景

宮代町の街頭犯罪は年々減少しておりますが、全国的に見ると自動車やオートバイの窃盗、ひったくりなどといった街頭犯罪が夕方から深夜にかけて発生しています。防犯灯は、このような時間帯における犯罪を防止するほか、交通事故を防ぐ効果もあります。

宮代町内は、国道のような交通量のある人目が多い道は少なく、昔ながらの細い道や田畑の一本道といった暗く寂しい道が多く、防犯上、危険な場所があるのも事実です。

そこで、暗く人通りの少ない道で防犯効果が期待されるのが防犯灯なので、町では町道上に防犯灯を設置しています。設置にあたっては、区長からの申請に基づき設置します。平成17年度までは、年間を通じて随時受け付けをしてきました。その結果、早い者順な傾向になってしまい、町全体の公平性や必要性といった視点から設置を検討するべきではないかと課題が出てきました。

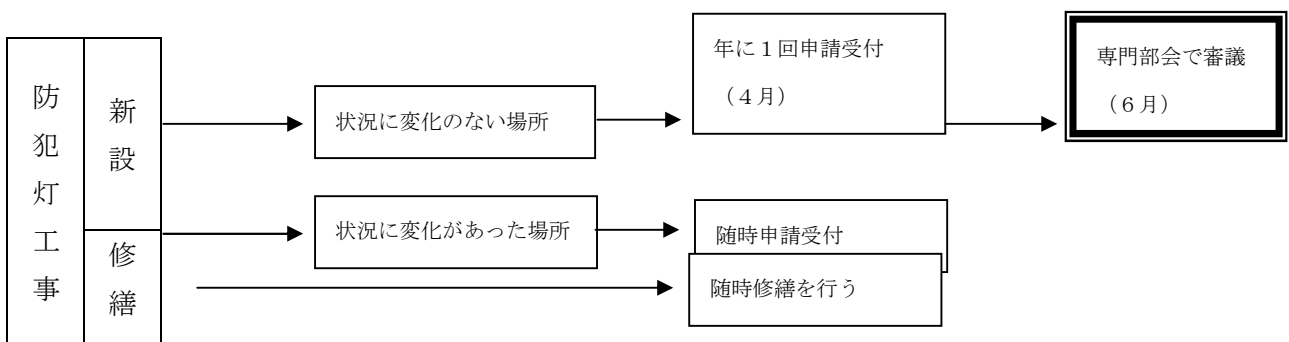
そこで、平成18年度から年度1回の申請にして、職員が審査して設置する方法にしました。しかしながら、行政内部で設置の可否を判断することは、公平性や透明性、妥当性が十分に保たれているのかという問題が生じました。さらには、申請が多いことから予算内で緊急度の高いものを設置することが困難になってしまいました。

## 防犯灯設置検討部会の設置

このことから、平成19年度から上記の問題を解決するため、「防犯灯設置検討部会」を立ち上げ町民の視点で防犯灯の設置を検討することにしました。検討部会では設置基準に該当する新設申請について、設置の優先順位を審議します。部会を設置することで公平性や透明性を担保します。

- ① 区長からの新規申請受付は、年1回とする。(4月) 18年度から実施
- ② 防犯のまちづくり推進協議会の専門部会として、防犯灯設置検討部会を開催し、現地調査を行い、優先順位の審議をする。(6月)
- ③ 優先順位に基づき、予算の範囲内で工事を実施する。

整理すると、防犯灯の設置の流れは、下記のとおりになります。



## 会議のながれ

下記のスケジュールで実施する予定です。

第 1 回会議	第 2 回会議	第 3 回会議
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 優先順位の基準の確認</li><li>・ 採点表の作成</li><li>・ 設置器具の紹介</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現場確認</li><li>・ 採点表の記入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 採点結果による優先順位 の決定</li><li>・ 考慮事項を検討しての優 先順位の最終決定</li><li>・ 問題点・改善点について</li></ul>

※状況によっては、会議が 4 回以上になる場合もあります。

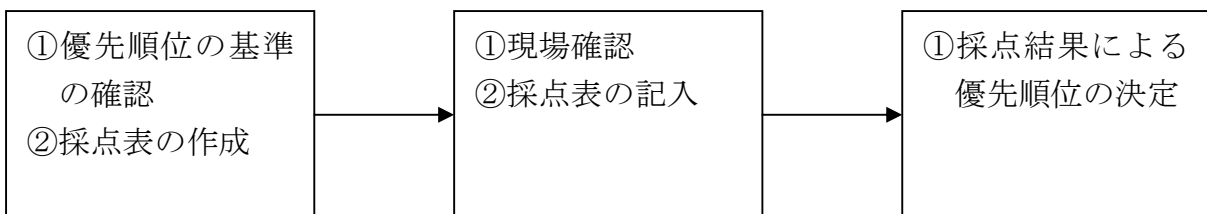
## 防犯灯の設置状況

現在、町で管理している防犯灯は、町内全域で約 2,500 本あります。昨年度の実績及び今年度の予定は下記の表のとおりです。

	新設実施数	実施額	種類
平成 23 年度	<u>7 灯</u>	約 18 万円	LED 一体型器具
平成 24 年度	<u>6 灯</u>	約 12 万円	LED 一体型器具
平成 25 年度	<u>15 灯</u>	約 34 万円	LED 一体型器具
平成 26 年度	<u>16 灯</u>	約 30 万円	LED 一体型器具

※ 25 年度は道仏区画整理地内への新設も含まれます。

防犯灯の優先順位の決定については、下記の流れで決定いたします。



## 優先順位の決定方法について

優先順位を図る要素として、次のポイントが挙げられます。

基本項目	水平面照度	防犯に役立つ明るさが社団法人日本防犯設備協会より基準として定められているため。
	最も近い既存防犯灯との距離（道路照明灯含む）	50m未満は原則設置不可としているため。
	設置場所	通り抜けや見通しを考慮するため。通学路であることも含む。
	周辺での犯罪・事故の発生状況	犯罪等の発生を未然に防ぐため。
加点項目	防犯（周辺の状況）	暗い場合は、犯罪の可能性も高まるため。
	利用度	駅や通学などの利用者が対象になる可能性が高いため。
減点項目	環境	田畑があり、農作物への影響が懸念されるため。

また、点数をつける際の要素として、次のポイント等が挙げられます。

基準		点数				
		5	4	3	2	1
犯罪や事故等が発生する道路であること		非常に暗い	—	近隣に比べ暗い	—	近隣と遜色ない程度に明るい
町道または県道であること		—	—	—	—	—
最も近い既存の防犯灯から概ね50m以上の距離を有すること		概ね50m以上	概ね50m以内に防犯灯があるが、建物等の影となっている	—	概ね50m以内に防犯灯があり、角度を調整することで支障なしと思われる。	概ね50m以内に防犯灯あり
道路照明灯など防犯灯の代わりとなる照明器具がないこと		特に防犯灯の代わりとなるものが付近にない	—	—	付近に自動販売機・商店の看板・個人宅の玄関灯などがある	近隣に自動販売機・商店の看板・個人宅の玄関灯などがある
その他	通行量・近隣の状況等を加味して不要・必要を判断	必要	どちらかと言えば必要	どちらとも言えない	どちらかと言えば不要	不要

